

大阪市屋外広告物審議会 第1回部会

日時：平成21年6月2日（火）

午前10時～

場所：大阪市役所本庁舎P1会議室

会議次第

1 開会

2 座長の互選

3 議事

（1）公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方について

（禁止物件・禁止地域・適用除外の見直しの検討について）

（2）電柱広告の許可基準の見直しについて

4 その他

5 閉会

大阪市屋外広告物審議会 第1回部会 座席表

歌
委員

舟橋
委員

山崎 委員

細田 委員

中山 路上違反物件担当係長

牧田 路政担当係長

石川
路政担当課長代理

勝田
建設局
理事

橋本
路政担当課長

傍聴席・記者席

事務局

出入口

大阪市屋外広告物審議会 部会委員名簿

平成21年3月30日現在

	役職	氏 名	職 業
学 識 経 験 者	委員	舟橋 國男	大阪大学名誉教授
	〃	歌 一洋	近畿大学教授
	〃	細田 みぎわ	大阪市立大学非常勤講師
業 界 団 体	〃	山崎 雅雄	大阪屋外広告美術協同組合理事長

公共施設等にかかる屋外広告物規制のあり方について

① 大阪市屋外広告物条例の規制の概要

根拠法	○ 屋外広告物法 ○ 大阪市屋外広告物条例 法に基づく条例を都道府県、政令市、中核市等で制定して、規制を行う。
目 的	良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止
屋外広告物とは	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの

1) 禁止

禁止区域	掲出不可(例) ・ 第1種低層住居専用地域等 ・ 文化財保護法で指定された国宝建造物の周囲 ・ 高速自動車国道法で規定する高速自動車国道等 ・ 鉄道及び軌道の線路区域、線路区域から展望することができる地域で、市長が指定した地域 ・ 古墳及び墓地 ・ 官公署、学校、研究所、図書館、美術館、科学館、博物館等
禁止物件	掲出不可(例) ・ 橋、トンネル、高架構造物等 ・ 街路樹及び路傍樹 ・ 街灯柱(道路管理者が設置するものに限る)、信号機、道路標識等 その他
簡易広告物の 禁止地域・物件	・ 電柱 ・ 市長が指定する道路

2) 適用除外

適用除外	・ 他の法令の規定によるもの ・ 道先案内図その他公益上やむをえない広告物 ・ 7㎡以内の自家用広告物 その他
------	---

② 検討事項

1) 公共施設等への屋外広告物の掲出について

【禁止物件】

ア 道路照明灯へのバナー広告の掲出

現在は、大阪市が主催するイベントの周知バナーを「公益上やむを得ない掲出物件」(適用除外)として掲出を認めている。(大阪市の認定道路に掲出する場合は、協賛企業名及びロゴをバナーの1/5の大きさまで認めている。)

- イベントの事業費にあてるために協賛企業を募集する際、商品そのもの、商品名の掲出要望がある。

イ 歩道橋への広告掲出

現在は、認めていない。

- 歩道橋の維持管理費にあてるために、施設管理者からの要望がある。

ウ 禁止物件には指定していないが、商店街の所有する街路灯やアーケードなど広告の設置制限をしている物件への掲出

- 平成20年3月に出された、国土交通省の通達による要望が商店会等から出されている。

【禁止地域】

エ 大阪市役所庁舎や区役所等への掲出

現在は、大阪市が主催するイベントの周知横断幕を「公益上やむを得ない掲出物件」(適用除外)として掲出を認めている。

- 「光のルネッサンス」(12月開催)等のイベントで、大阪市役所本庁舎壁面に協賛企業広告の掲出や区役所が収入を得るために、壁面等に企業広告を掲出したいという要望がある。

【適用除外】

オ 禁止物件・禁止地域には、自家用広告物でも7㎡を超えると設置不可

禁止物件・禁止地域には、自家用広告物(体育館の名称、学校名等)でも7㎡を超えると掲出できない。私立学校などで自校の名前も7㎡を超える大きさでは掲出できない。

- 自家用について7㎡の規制は厳しすぎるのではないか。

カ 人、動物に表示される広告物

国のガイドラインでは、「人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物」は適用除外となっている。

- 本市では、車両、自動車は、車体広告として屋外広告物許可の対象としているが、人、動物については、実態として許可すべき対象としていないが規定が必要。

キ 輝度が高い照明、LED などの規制について、まぶしすぎる等の観点から規制の要望がある。

禁止物件

(○:禁止物件であるもの ×:禁止物件としていないもの)

物件名	モデル条例	大阪市	大阪府	堺市	高槻市	東大阪市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○(支柱を含む)	○(支柱を含む)
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	×	○	○	○	○
地下道の上屋	×	○	○	○	○	○
街灯(道路管理者が設置するものに限る)	○	○	○	○	○	○
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○(歩道柵に限る)	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○(類するものを含む)	○	○	○	○
道路上の変圧器	×	○	×	×	○(電力用地上設置機器)	○(電力用地上設置機器)
消火栓・火災報知機	○	×	○	○	○	○
郵便ポスト	○	○	○	○	○	○
電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	×	○	○	○	○
形像・記念碑	○	○(類するものを含む)	○	○(公共団体が設置するものに限る)	○	○
里程標	○	○(類するものを含む)	×	×	×	×
火の見やぐら	○	×	×	×	○	○
電柱・電話柱	○	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	×	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
街灯(道路管理者が設置しないもの)	○	×	×	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
アーケード柱	×	×	×	×	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
道路上の変圧器	○	○	×	×	○(電力用地上設置機器)	○(電力用地上設置機器)
景観重要樹木	○	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)
景観重要建造物	○	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)	○(未指定)
煙突及びガスタンク等タンク類	○	×	×	×	×	×
道路の路面	○	×	×	×	×	×

禁止区域

(○:禁止区域であるもの ×:禁止区域としていないもの)

物件名	モデル条例	大阪市	大阪府	堺 市	高槻市	東大阪市
火葬場	○	×	×	×	○(支柱を含む)	○(支柱を含む)
官公署	○	○	○	○	○	○
学校	○	○	○	○	○	○
研究所	×	○	○	○	×	×
図書館	○	○	○	○	○	○
美術館	○	○	○	○	×	×
音楽堂	×	○	○	○	×	×
公会堂	○	○	○	○	×	×
記念館	×	○	○	○	×	×
体育館	○	○	○	○	×	×
天文台	×	×	○	○	×	×
記念塔	×	○	○	○	○	○
博物館	○	○	×	×	○	○
公民館	○	×	×	×	×	×
科学館	×	○	×	×	×	×
社寺・教会	○	×	×	×	×	×
病院	○	×	×	×	×	×
公衆便所	○	×	×	×	×	×
古墳・墓地	○	○	○	○	○	○

適用除外

(○:禁止区域であるもの ×:禁止区域としていないもの)

物件名	モデル条例	大阪市	大阪府	堺市	高槻市	東大阪市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○	○	○	○	○ (基準有)	○
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○			○		
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○	○	7㎡以内	○	○	○
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、提出するもの	○	○ (基準有)	7㎡以内 高さ5m以内	○ (基準有)	○ (基準有)	○ (基準有)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○			○		○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝		○ (個人を含む。 基準有)		○ (個人を含む。 記載内容等 制限有)		
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝	○	○ (基準有)		○ (記載内容等 制限有)		
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○		30日以内 はり紙・はり札・立看板 大きさ、明示事項あり	○	○ (30日以内 基準あり)	○ (30日以内 基準あり)
車両に表示するもの	○			路線バスを除く自動車 で、他の都市又は都 道府県に存する自動 車検査登録事務所に かかる自動車登録番 号を有するものに掲 出するもの	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	○		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	×		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	○		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらにするする催物のためのもの	○		敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの	○					
その他知事・市長が別に定めるもの	○	○	非営利広告物 はり紙・はり札・立看板 大きさ、明示事項あり	○	○ (非営利広告 基準有)	○
工事現場の仮囲い	○	○ (基準有)				